



中小企業の会計指針案公表

制度調査部
吉井 一洋

3つの報告を統合

【要約】

2005年6月13日、『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』は「中小企業の会計に関する指針（公開草案）」を公表した。

これまで、中小企業の会計に関しては、中小企業庁、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の三団体から報告が公表されていた。検討委員会はこれらの報告を統合する目的で、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）によって設置されたものである。

検討委員会は、公開草案へのコメントを7月8日まで集め、8月上旬にも最終的な指針を公表する予定である。

目次

1. 中小企業会計指針（案）の位置づけ	2 ページ
2. 会計指針（案）の内容 - 総論	3 ページ
(1) 目的	3 ページ
(2) 対象企業	3 ページ
(3) 指針（案）作成に当たっての方針	3 ページ
(4) 指針（案）で取りあげている項目	4 ページ
(5) 作成する財務諸表	4 ページ
3. 会計指針（案）の内容 - 各論（重要な項目）	5 ページ
(1) 金融商品	5 ページ
有価証券	5 ページ
デリバティブ	8 ページ
ゴルフ会員権	8 ページ
金銭債権（デリバティブを除く）	8 ページ
金銭債務（デリバティブを除く）	9 ページ
(2) 固定資産（減価償却、圧縮記帳、減損会計）	9 ページ
(3) 研究開発費	10 ページ
(4) 退職給付債務・退職給付引当金	10 ページ
(5) 税効果会計	11 ページ
(6) 外貨建取引等	12 ページ

1. 中小企業会計指針（案）の位置づけ

中小企業でも、本来であれば、上場会社等の有価証券報告書提出会社や大会社と同じ、一般に公正妥当と認められる会計基準（GAAP）を適用すべきところである。しかしながら、中小企業の場合は、会計監査人による監査が義務づけられていないことなどから、現実には、上場会社等と同等の会計基準（GAAP）は適用されてこなかったものと思われる。^{（注1）}

（注1）外部の者で、中小企業の財務内容を実際にチェックしているのは、税理士などである。したがって、中小企業の場合は、GAAPではなく法人税法関連の規定が会計基準の役割を果たし、これに従った会計処理が行われているのではないかと推察される。

2002年4月以降、インターネットによる決算書類の公開が認められたことを契機に、以下の三団体が、中小企業の会計に関する報告等をまとめている。しかし、これらは適用が強制されるものではない。^{（注2）}

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（2002年6月公表、2003年11月改訂）
 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」（2002年12月）
 日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（2003年6月）

（注2）ただし、銀行が融資に対するリスク管理を厳格化していく中で、上記の各報告を活用する例も出てきている。例えば、中小企業の計算書類が の日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」に基づき作成されたかを所定のチェック・リストに基づいて税理士にチェックをしてもらい、当該チェック・リストを提出した中小企業に対し、融資の条件を一部緩和するローンを導入している銀行も出てきている。

現在、通常国会に提出されている会社法現代化の法案では、「会計参与」の創設が盛り込まれている。「会計参与」とは、取締役等とともに計算書類等の作成に携わる者であり、公認会計士又は税理士等の資格を有している必要がある。株式会社は定款で定めれば会計参与を設置できる。このような有資格者が計算書類の作成に携わることで、中小企業の計算書類の適正さが確保される。これにより、中小企業の計算書類の信頼性が向上し、金融機関の中小企業への融資等が円滑に行われることにつながることを期待されている。

そこで、2005年3月23日、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）は、『「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会』を設置することを公表した。検討委員会は、会計専門職である会計参与が計算書類の作成に携わる際に、根拠とすべき会計の指針となることを目的として、上記 ～ の3つの報告書を統合化するために設置された。検討委員会には、日本公認会計士協会（JICPA）、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（ASBJ）といった関係諸団体の代表に加え、学識経験者が委員として審議に参加し、関係省庁である中小企業庁、金融庁、法務省がオブザーバーとして参加する。メンバーの詳細は以下のとおりである。

「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会委員（敬称略）

委員長	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会会長
	森 金次郎	日本税理士会連合会会長
	篠原 徹	日本商工会議所常務理事
	斉藤 静樹	企業会計基準委員会委員長
（オブザーバー）	相澤 哲	法務省民事局参事官
	池田 唯一	金融庁総務企画局企業開示参事官
	平井 裕秀	中小企業庁事業環境部財務課長

検討委員会では、統合化に当たって以下の事項を確認した。

- (1) 会計参与が拠るべき会計の指針の統合化の作業であり、中小企業会計基準の設定作業ではないこと
- (2) 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にしつつ処理を行うこと
- (3) 会計参与を設置しない会社（監査証明を受ける会社を除く。）においても、統合化された指針の適用が期待されること
- (4) 統合化された指針は、各団体所定の手続きを経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること

報告書（指針）の公開草案へのコメントは7月8日まで募集され、早ければ8月上旬にも最終的な報告書（指針）が公表される予定である。今回公表された会計指針（案）は、あくまでガイドライン的なものであり、会計基準としての性格を有するものではない。しかし、会計参与を設けた中小企業の場合は、完成した報告書に基づいて会計処理を行うことが一般的になることが予想される。会計参与を設けない会社に対しても、金融機関が融資あるいは融資の優遇の条件として、最終報告に基づく財務諸表の作成を求めていく可能性がある。これらを通じて、最終報告がデファクトスタンダード（実務上の標準）となっていくことが予想される。

2. 会計指針（案）の内容 - 総論

(1) 目的

中小企業会計指針（案）は、中小企業に対して適用が強制されるものではない。しかし、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。したがって、中小企業は当該指針（案）に拠り計算書類を作成することが推奨される。

とりわけ、会計参与制度を導入した中小企業が計算書類を作成する際には当該指針（案）によることが適当とされている。もっとも、会計参与が当該指針（案）ではなく、上場会社に適用されるのと同じ会計基準によって計算書類を作成することも当然に認められる。

(2) 対象企業

指針（案）が想定している適用対象は、以下のとおりである。

以下の会社以外の株式会社

- ・証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社・関連会社
- ・商法特例法上の大会社（資本金 5 億円以上又は負債が 200 億円以上の株式会社）及びその子会社
- ・商法特例法上のみなし大会社（資本金 1 億円超で、定款に会計監査人監査を受けることを定めた株式会社）及びその子会社

有限会社、合名会社又は合資会社についても、指針（案）に拠ることが推奨される。

(3) 指針（案）作成に当たっての方針

今回の指針（案）は、次のような考え方に基いて作成されている。

会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡素化や法人税法で規定する処理の適用が一定の場合には認められる。法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。

会計基準が無く、かつ、法人税法で定める処理によった結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるとき

会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理によった場合と重要な差異が無いと認められるとき

会計情報の利用者が限られる中小企業の場合は、会計基準に対しては、投資の意思決定に役立つ情報提供よりは、配当制限や課税所得計算といった利害調整の役割に対する期待が大きい。会計情報を適時・正確に作成することにより、経営者自身が会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に役立てるといった意義も大きい。指針(案)は、このような点も考慮して望ましい会計処理のあり方を示している。

(4)指針(案)で取りあげている項目

全ての会計処理を網羅的に示すことは不可能なので、指針(案)では、特に中小企業において必要と考えられるものについて、重点的に述べている。具体的には、次の項目について定めている。

金銭債権	金銭債務	外貨建取引等
貸倒損失・貸倒引当金	引当金	計算書類の注記
有価証券	退職給付債務・退職給付引当金	後発事象
棚卸資産	税金費用・税金債務	決算公告と貸借対照表
経過勘定等	税効果会計	及び損益計算書のひな型
固定資産	資本・剰余金	
繰延資産	収益・費用の計上	

個別に記載されていない項目については、(3)の「指針(案)作成に当たっての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

(5)作成する財務諸表

決算公告

中小企業であっても、商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表)を作成する義務はあるし、株式会社や有限会社であれば、取締役が計算書類(貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案)とその附属明細書を作成し株主総会・社員総会の承認を得る必要がある^(注3)。

(注3)会社法現代化法(案)では、利益処分案を廃止し、株式会社の計算書類として貸借対照表、損益計算書、株主持分(等)変動計算書(法務省令で定める予定)を定めている。株式会社はこれらの計算書類と事業報告並びに附属明細書を作成しなければならない。このうち計算書類と事業報告は株主総会の承認を得る必要がある。

さらに、中小企業でも株式会社の場合は、貸借対照表の公告が義務づけられており、公告しない場合は、取締役等は100万円以下の過料に処される^(注4)。

(注4)会社法現代化法(案)でも同様の規定が盛り込まれている。

指針(案)では、損益計算書も重要な書類なので、開示を行うことが望ましいとしている。

指針(案)では、貸借対照表・損益計算書のひな型も示している。

キャッシュ・フロー計算書

商法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は義務づけられていないが、指針(案)では、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい」としている。

銀行等の金融機関の場合、最も関心があるのは融資先企業の資金繰りである。銀行等が、例えば会計参与を設けた中小企業に対して、キャッシュ・フロー計算書の作成を求めていく可能性はある。

3. 会計指針（案）の内容 - 各論（重要な項目）

(1) 金融商品

有価証券

評価方法の概要

指針（案）では、有価証券を表1のように評価することとしている。

表1 有価証券の評価方法

分類		貸借対照表計上額（評価）	評価差額の取扱い
売買目的有価証券		時価 1	損益計算書に計上 （営業外損益）
満期保有目的の債券		償却原価 2	- 4
子会社・関連会社株式		取得原価 3	-
その他 有価 証券	市場価格 あり	原則 時価	以下のいずれかの方法で 資本の部に直接計上（税効果 相当額控除後） ・全部資本直入法 5 ・部分資本直入法 6 洗替方式による
	保有額が多額で ない場合	取得原価 3 （債券：償却原価 2）	- 4
	市場価格なし		

- 1 取得・売却の際の手数料相当額は考慮しない。
- 2 取得価額と額面金額の差額が金利の調整と認められるときは、当該差額を期間配分（アモチゼーション・アキュムレーション適用）した後の原価（償却原価）による。
- 3 支払手数料等を含む。移動平均法又は総平均法による。
- 4 償却原価で評価する債券の償却額は損益計算書の営業外損益として計上する。
- 5 その他有価証券のネットの評価差額（税効果相当額控除後）を資本の部に直接計上する。
- 6 その他有価証券のうち、評価益が出ている銘柄については、当該評価差額（税効果相当額控除後）を資本の部に直接計上し、評価損が出ている銘柄については、評価損を損益計算書に計上する。

中小企業の場合は、「その他有価証券」を取得原価（又は償却原価）で評価してきたものと思われる。これに対して、指針（案）では、「その他有価証券」について、市場価格のある有価証券の金額が多額の場合は、時価評価することとしている。

証券取引法適用会社等が保有する有価証券に対しては、金融商品会計基準（「金融商品に係る会計基準」）及び同実務指針（「金融商品に関する実務指針」）が適用される。指針（案）は、基本的には、金融商品会計基準・実務指針の考え方に従っているが、次の点が異なる。

金融商品会計基準・適用指針では、「その他有価証券」は、時価があるものについては金額の多寡にかかわらず、時価評価している。これに対して、今回の指針（案）では、市場価格がある有価証券の保有額が多額でない場合には時価評価を免除している。

金融商品会計基準・適用指針では、「その他有価証券」については、市場価格がある有価証券だけでなく、市場価格は無くても時価が合理的に算定できる有価証券も時価評価の対象としている（ただし、株式の場合は市場価格がある場合のみ）。しかし、今回の指針（案）では、市場価格のある有価証券だけを時価評価の対象としている。

「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「その他有価証券」の定義

ア．「売買目的有価証券」

指針（案）では、「売買目的有価証券」を「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する

有価証券」と定義している。これは金融商品会計基準の定義に従っている。

金融商品会計基準の実務指針では、「売買目的有価証券」を保有する場合、有価証券の売買を業としている旨を定款に記載し、トレーディングを日常的に行う独立の専門部署(関係会社・信託を含む)で当該有価証券を保管・運用することが望ましいとしている。ただし、定款への記載や専門部署が無くても、有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合は「売買目的有価証券」に該当することとしている。

これに対して、指針(案)では、「売買目的有価証券」の区分を法人税法の規定に従って行うことも認めている。法人税法では、短期的な価格変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券(企業支配株式を除く)であって、以下に該当するものを「売買目的有価証券」としている。

- (ア)専担者売買有価証券(会社がトレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券)
- (イ)短期売買有価証券(短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券)
- (ウ)金銭の信託に属する有価証券(金銭の信託のうち信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を他の金銭の信託と区分して帳簿価額に記載したもの)

金融商品会計基準の実務指針によれば、取引の実態が「売買目的有価証券」であれば、専門の担当部署も無く、勘定科目も区分しておらず、金銭の信託(特定金銭信託等)で運用していなくても、「売買目的有価証券」として取り扱うことになる。しかし、法人税法の定義によった場合、実態が「売買目的有価証券」であっても、上記(ア)~(ウ)のいずれにも該当していないことを理由に「売買目的有価証券」として取り扱っていないケースもありうると思われる。

イ。「満期保有目的の債券」

「満期保有目的の債券」とは、指針(案)では「満期まで所有することを目的としていると認められる社債その他の債券」と定義している。

指針(案)では定義と会計処理以外の詳細な規定は無いので、細かい処理は金融商品会計基準及び実務指針に従うものと思われる。金融商品会計基準の実務指針によれば、債券には CP(コマーシャル・ペーパー)、債務が証券化されたもの、一定額で償還される株式(償還株式)なども含まれる。

その他、金融商品会計基準の実務指針では、以下も定めている。

「満期保有目的の債券」に分類するためには、予め償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されていなければならない。満期までに売却される可能性のある債券や、信用リスクが高く額面による償還が不確実な債券は対象とならない。

「満期保有目的の債券」に分類するためには、取得の時から「満期保有目的」として指定する必要がある^(注5)。

(注5)「満期保有目的の債券」の中の一部の債券を売却したり、保有目的を変更した場合、全ての「満期保有目的の債券」を他の保有目的に振替えなければならない。その期と翌期の2年間は新たに取得した有価証券を「満期保有目的の債券」には分類できないこととしている。

ウ。子会社・関連会社株式

今回の指針(案)では、特に定義されていない。金融商品会計基準及び同実務指針では、証券取引法上の子会社・関連会社、即ち議決権保有割合のみならず、実質基準に基づき、子会社・関連会社となる会社の株式を対象としている。

一方、商法上は、実質基準は採用されておらず、議決権の保有割合が50%超か否かで、子会社か否かを判定する。「関連会社」という定義はない。

エ．その他有価証券

ア～ウ以外の有価証券を指す。

有価証券の減損

商法では、企業が保有する株式・債券等について、その時価が著しく下落したなどの場合には減損処理を強制している。これを受け、指針（案）では、中小企業が保有する有価証券について、次の場合、時価まで評価減（減損処理）するよう求めている。

表2 有価証券の減損処理

有価証券の種類		減損処理の判定と処理方法
「売買目的有価証券」以外の有価証券（「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」、及び「その他有価証券」）のうち	市場価格のあるもの	「時価が著しく下落」したときは、回付する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで評価減する。 時価が「著しく下落した」とは、個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいう。この場合には、合理的な反証が無い限り、回復する見込みがあるとは認められない。
	市場価格のないもの	市場価格のない株式の場合は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理しなければならない。 「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。 株式の実質価額について回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減損をしないことも認められる。

金融商品会計基準の実務指針では、時価のある有価証券の時価が取得価額の50%程度以上までではないが、30%程度以上下落した場合については、個々の企業に時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき減損の対象とどうかを判断することとしている。しかし、今回の指針（案）では、中小企業に対してそこまでの処理は求めている。

有価証券の減損処理について、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないとみこまれるときは、法人税法の取扱いに従うことが認められる。

財務諸表での表示

有価証券の貸借対照表での表示、有価証券売却損益の損益計算書での表示は次のとおりである。

表3 有価証券とその売却損益の表示

	貸借対照表	損益計算書（売却損益）
売買目的有価証券	流動資産	営業外損益（売却益と売却損を相殺）
満期保有目的の債券	1年以内に満期の到来する社債その他の債券は「流動資産」 それ以外は「固定資産」の「投資その他の資産」（「投資有価証券」等）	-
子会社株式・関連会社株式	「固定資産」の「投資その他の資産」（「子会社株式」等）	特別損益（売却益と売却損を相殺）
その他有価証券	1年以内に満期の到来する社債その他の債券は「流動資産」 それ以外は「固定資産」の「投資その他の資産」（「投資有価証券」等）	臨時的なものは「特別損益」（業務上の関係を有する株式の売却など） それ以外「営業外損益」（市場動向の推移をみながら売却することを目的として取得したものの（純投資目的）など）

売買目的有価証券以外で「流動資産」に計上されるものとしては、「1年以内に満期の到来する社債その他の債券」の他、以下のものが例として挙げられている。

1年以内に満期が到来するCD(国内CDは預金表示も可能)及びCP
契約型投信及び貸付信託のうち以下のもの

- ・1年以内に償還されるもの
- ・預金と同様の性格を有するもの(MMF、MRF、中期国債ファンド、貸付信託の受益証券など)

デリバティブ

指針(案)では、デリバティブにより生じる正味の債権及び債務は、時価で貸借対照表に計上し、評価差額(時価の変動)は当期の損益として計上することとしている。

ただし、ヘッジ目的の場合にはヘッジ会計の適用が認められる。指針(案)では、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められることとしている。^(注6)

(注6)金融商品会計基準及び同実務指針や法人税法では、「その他有価証券」の時価の変動をヘッジする場合には、ヘッジ開始時以降のその他有価証券の時価の変動を損益に計上する時価ヘッジ会計も認めている。指針(案)でもこれは認められるものと思われる。

ゴルフ会員権

指針(案)では、ゴルフ会員権は取得原価で評価することとしている。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が大きい場合で、以下に該当する場合は、有価証券に準じて減損処理をする。

時価のあるゴルフ会員権...時価が著しく下落したとき。具体的には、「少なくとも個々のゴルフ会員権の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合」をいう。

時価のないゴルフ会員権...発行会社の財政状態が著しく悪化したとき。「少なくとも、ゴルフ場運営会社が、破産法、民事再生法等の申立てをした場合」には、実態に応じて評価減を行う。

「預託保証金方式によるゴルフ会員権」について、時価が著しく下落したことにより減損処理する場合には、次のように会計処理する。

- ・帳簿価額のうち預託保証金を上回る金額...直接評価損を計上する。
- ・時価が預託保証金を下回る場合は、当該差額については貸倒引当金を計上する。ただし、預託保証金の回収が困難な場合は、貸倒引当金を計上するのではなく、当該差額をゴルフ会員権の帳簿価額から直接控除することができる。

金銭債権(デリバティブを除く)

評価方法

指針(案)では、金銭債権(金銭の給付を目的とする債権で、貸付金、預金、受取手形、売掛金等を含む)は債権金額で計上することとしている。

ただし、取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額で計上し、取得価額と債権金額との差額については、それが金利の調整である場合は、決済期日までの期間にわたり、每期一定の方法で加減して処理をすることとしている。ただし、当該差額に重要性が乏しい場合は、決済時点にまとめて損益計上することもできる。

市場価格のある金銭債権は、時価評価し、評価損益を当期の損益として計上することもできる。

貸倒損失

指針(案)では、以下の場合、その金額を貸倒損失として計上し、債権金額から直接控除することとしている。

法的に債権が消滅した場合：会社更生法による更生計画又は民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合などが該当する。

回収不能な債権がある場合：債務者の財政状態及び支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合をいう。

貸倒引当金

指針(案)では、金銭債権について「取立不能のおそれがある場合」には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上する。

表4 貸倒引当金の算定方法

債権の区分	債権の性格	取立不能見込額の算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	○過去の貸倒実績率等合理的な基準により見積もる。 ○貸倒実績率は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求める。
貸倒懸念債権	経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	○原則として、債権金額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して算定する。
破産更正債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	○財務内容評価法による。債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額した残額を取立不能見込額とする。

金融商品会計基準の実務指針では、貸倒懸念債権のうち債権の元利金による受取キャッシュ・フローを見積もることが可能な債権に対しては、元利金による受取キャッシュ・フローの割引現在価値と債権金額の差額を取立不能見込額とする方法も認めている。しかし、指針(案)には、このような方法は盛り込まれていない。

指針(案)では、上記の他、法人税法の区分に基づいて算定される繰入限度額を、会計上の貸倒引当金とすることも認めている(ただし、繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除く)。

金銭債務(デリバティブを除く)

指針(案)では、金銭債務(金銭の支払を目的とする債務)のうち、支払手形、買掛金、借入金その他の債務は、債務金額で計上することとしている。

自社発行社債(私募債を含む)は、社債金額で計上することとしている。ただし、社債金額よりも低い金額で発行した場合は、その差額を「社債発行差金」として資産に計上し、社債償還期限内に毎期均等額以上を償却しなければならない。

(2)固定資産**減価償却、圧縮記帳**

指針(案)では、固定資産の減価償却について、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して規則的な償却を行うよう求めている。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができることとしている。

指針(案)では、固定資産の圧縮記帳は利益処分方式により行うこととしている。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産、交換・収用・特定の資産の買換えで交換に順ずると認められるものにより取得した資産は、直接減額方式によることも認めている。

減損会計

「固定資産の減損に係る会計基準」とその適用指針をそのまま適用するのは実務上困難との判断から、今回の指針(案)では、これらの厳格な適用を求めている。

指針(案)では、まず、予測することができない物理的・機能的減損が生じた場合には、相当の減額をしなければならないこととしている。これは商法施行規則第29条の「予測することができない減損が生じた場合は、相当の減額をしなければならない」との規定を反映したものである。

さらに、物理的・機能的減損が生じていなくても、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性を検討することとしている。具体的には、以下の場合に、減損損失を計上することとしている。

次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する。 (ア)固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的に無い。 (イ)固定資産の用途を転用したが採算が見込めない。	かつ	その固定資産の時価が著しく下落している。
---	----	----------------------

資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、上記(ア)の将来の見込みがないことに該当するものと判断される。

(3)研究開発費

「研究開発費等に係る会計基準」では、研究開発費は資産計上せず、発生時の費用として計上することを義務づけている。

これに対し、今回の指針(案)では、研究開発費の発生時の費用計上を義務づけていない。ただし以下のア、イのために特別に支出したものについては、発生時に費用計上することが望ましいとしている。

ア．新製品又は新技術の研究

イ．新技術の採用

資産計上した場合は、5年以内に每期均等額以上を償却する。

(4)退職給付債務・退職給付引当金

退職給付会計基準・実務指針での取扱い

退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準」)及びその実務指針(「退職給付会計に関する実務指針」)では、確定給付型の退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)について、退職給付費用を企業の実際の拠出額ではなく、将来の退職給付のうち当期発生分を計上することとしている。貸借対照表上は、退職給付債務に、まだ費用等に計上していない未認識の過去勤務債務^(注7)や数理計算上の差異^(注8)を加減した額から年金資産を控除した額を「退職給付引当金」として負債に計上する。

(注7)過去勤務債務とは、退職給付の給付水準の改定等(初めて退職給付制度を導入した場合で、給付計算対象が現存する従業員の過年度の勤務期間にも及ぶときを含む)により発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。退職金規程等の改定に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改定後の退職給付債務の改定時点における差額をいう。過去勤務債務は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用(又は利益)として計上する。

(注8)数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。即ち、数理計算上の差異は、あらかじめ定めた基礎率と各事業年度における実際の数値との差異と基礎率を変更した場合に生じる差異とがある。なお、ベースアップによる退職給付債務の変動は数理計算上の差異に該当する。数理計算上の差異

は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用（又は利益）として計上する。

退職給付債務は、原則として、発生給付評価方式で算出する(退職時に見込まれる退職給付の総額 - 退職給付見込額 - のうち、期末までに発生していると認められる額をベースとした割引現在価値により計算する)。退職給付見込額は、将来の昇給等を見込んだいわゆる P B O (予測給付債務)による。

ただし、実務指針では、従業員数 300 人未満の企業(従業員が 300 人以上でも従業員の年齢や勤続期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算結果に信頼性が得られない企業も含む)の場合、以下の簡便法で退職給付債務を算出することを認めている。

表 6 退職給付会計の実務指針で認められた簡便法

退職一時金	以下のいずれかによる。 ア．退職給付会計適用初年度の退職給付債務と自己都合要支給額の比率を、期末自己都合要支給額に乗じて計算する。 イ．期末自己都合要支給額 × 昇給率の係数 × 割引率の係数 平均残存勤務期間に応じた係数 ウ．期末自己都合要支給額
企業年金	以下のいずれかによる。 ア．退職給付会計適用初年度の退職給付債務と責任準備金額の比率を、直近の責任準備金額に乗じて計算する。 イ．在職従業員について イ又はウの方法により計算した金額と、年金受給者及び待期者の直近の責任準備金の合計額 ウ．直近の責任準備金の額

今回の指針(案)での取扱い

今回の指針(案)では、確定給付型の退職給付制度については、退職給付会計基準及び適用指針による会計処理を行うこととしている。ただし、退職一時金については、簡便法として、期末自己都合要支給額で退職給付債務を算出することを認めている。企業年金制度についても、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い場合には、期末自己都合要支給額で退職給付債務を算出することを認めている。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度など、拠出企業に追加負担が生じない制度の場合は、掛金を費用計上することとしている。

指針(案)では、今まで退職給付引当金を計上していない企業が今回の指針(案)を適用した場合の影響について緩和措置が設けられている。指針(案)採用の結果生じた適用時差異については、10 年又は平均残存勤務年数のいずれか短い期間に定額法で費用処理することができる。

(5)税効果会計

指針(案)では、原則として税効果会計を適用することとしている。ただし、一時差異(会計上の帳簿価額と税務上の帳簿価額との差額)の金額に重要性がない場合は、税効果会計の適用を省略できる。

繰延税金資産は、回収可能性がある場合のみ計上できる。回収可能性がある場合とは、将来減算一時差異（一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果のあるもの）又は税務上の繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれる場合をいう。それ以外は回収可能性はないと判断され、繰延税金資産は計上できない。

指針(案)では、繰延税金資産の回収可能性について、次のような簡便的な判定基準に基づいて判定することとしている。

表7 繰延税金資産の回収可能性の判定基準(案)

会社の状況	繰延税金資産の回収可能性
期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を当期及び過去3年以上計上している。	回収可能性がある。
業績は安定(当期及び過去3年経常的な利益を計上)していることから、将来も安定的な経常利益の計上が見込まれるが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得はない。	将来減算一時差異の合計額が過去3年間の課税所得の合計額の範囲内であれば、回収可能性がある。
業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得が無い場合 税務上の繰越欠損金が存在する場合	以下の両方を満たす場合は回収可能性がある。 ・一時差異等の将来解消の見込みが取締役会等の合理的な計画(スケジュールリング)に基づく。 ・将来の合理的な見積可能期間(最長5年)内の課税所得の見積額の範囲内である。
過去3年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上し、当期も欠損金の計上が見込まれる場合 債務超過又は資本の欠損の状況が長期にわたっており、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合	回収可能性は無い

指針(案)では、税効果会計に関する注記は義務づけていないが、一時差異の金額が重要な場合や、税引前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む)の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合は、以下を注記することが望ましいとしている。

繰延税金資産又は繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

法人税等(法人税等調整額を含む)の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合は、その原因となった主要な項目別の内訳

回収可能性が無く、繰延税金資産から控除された額

(6)外貨建取引等

取引発生時

指針(案)では、外貨建取引等会計処理基準()及びその実務指針(「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」と同じく、外貨建取引は、原則として、取引発生時の為替相場による円換算額で計上(記録)することとしている。

決算時

指針(案)では、外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商品については、外貨建取引等会計処理基準及びその実務指針と同じく、原則として表8の方法で換算することとしている。(表8は法人税法上の換算方法も併せて記載している)

表8 外貨建金銭債権債務等の円換算方法(会計及び税務)

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期 ¹ 外貨預金		発生時換算法 or 期末時換算法(法定換算方法)
	上記以外のもの		発生時換算法(法定換算方法) or 期末時換算法
外貨建債権	短期 ¹ 外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算(ただし、転換社債については、発行時の為替相場)	発生時換算法 or 期末時換算法(法定換算方法)
	上記以外のもの		発生時換算法(法定換算方法) or 期末時換算法

外貨建 有価証券	売買目的有価証券		期末時価を決算日の 為替相場により換算	期末時換算法
	売 買 目 的 の 外 有 価 証 券	償還期限及び償還金額のあるもの (満期保有目的) (会計上の満期保有目的の債券)	取得価額又は償却原 価を決算日の為替相 場により換算	発生時換算法(法定換算方法) ² or 期末時換算法
		償還期限及び償還金額のあ るもの(満期保有目的外)	期末時価を決算日 の為替相場により 換算 換算差額は次のい ずれかによる。 ・資本の部に計上 ・当期の損益に計上	
		会計上の 「その他有価証券」	期末時価を決算日 の為替相場により換算 (換算差額は資本の 部に計上)	発生時換算法 ²
子会社株式及び 関連会社株式	取得価額を取得時 の為替相場により換算			

1 「短期」とは、満期日又は決済期限が、期末日の翌日から1年以内に到来するものをいう。

2 決算日の為替相場により換算した額を期末の円換算額とし、かつ、この円換算による換算差額の全額を洗替方式により資本の部に計上している場合は、税務上、発生時レートで換算したものとみなされる。

外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

ヘッジ会計

指針(案)では、外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務等と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を満たしている場合はヘッジ会計を適用できることとしている。為替予約等により決済時の円貨額が確定する外貨建取引及び外貨建金銭債権債務については、為替予約等による換算額を計上し、予約日の直物相場による換算額との差額を期間配分する会計処理(振当処理)も適用できることとしている。